［2・3　略］

4　電気通信事業者は、固定電話接続用設備について、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

（大規模災害対策）

第十五条の三　［略］

2　前項第三号の規定にかかわらず、固定電話接続用設備は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、複数の地域に分散して設置しなければならない。

（適用除外）

第十六条　第四条、第八条から第八条の三まで、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2　第四条、第五条、第八条から第八条の三まで、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

［3・4　略］

（準用）

第十六条の五　第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三（第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）について準用する。

［2・3　略］

（適用の範囲）

第二十六条　この款の規定（第三十五条の二の七を除く。）は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）に対して適用する。

（メタルインターネットプロトコル電話用設備の基本機能）

第三十三条の二　メタルインターネットプロトコル電話用設備は、ファクシミリによる送受信が正常に行えるものでなければならない。

（通話品質）

第三十四条　事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。）に端末規則第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の十八第一項、第三十五条の十九の二第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

［2　略］

（総合品質）

第三十五条の二　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等相互間における通話の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

［2・3　同上］

［新設］

（大規模災害対策）

第十五条の三　［同上］

［新設］

（適用除外）

第十六条　第四条、第八条、第八条の二、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2　第四条、第五条、第八条、第八条の二、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

［3・4　同上］

（準用）

第十六条の五　第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）について準用する。

［2・3　同上］

（適用の範囲）

第二十六条　この款の規定（第三十五条の二の四を除く。）は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）に対して適用する。

［新設］

（通話品質）

第三十四条　事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。）に端末規則第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の十一、第三十五条の十八第一項及び第三十五条の十九の二第一項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

［2　同上］

［新設］